

(別紙 3)

嘉島町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) R4年度の人件比率
R5年度	人 10,153	千円 6,668,851	千円 46,522	千円 698,126	% 10.5	% 9.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

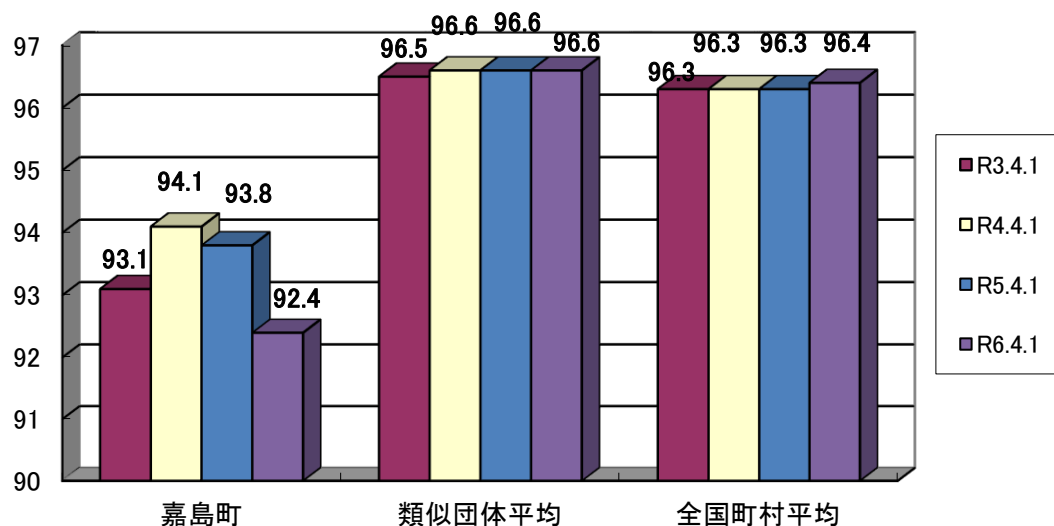
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 82	千円 302,874	千円 36,094	千円 108,669	千円 447,637	千円 5,459	千円 5,708

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
R6年度	円 —	円 —	円 —	% —	% 2.76	% 2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
R6年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.6	月 4.6

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.6%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 0 % に対し、嘉島町においても 0 %。

（参考）

	平成 26年 度	平成 27 年度		平成 28 年度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和 元 年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		4 月 1 日 時 点	遡及 改定 後									
国 基 準 に よ る 支 給 割 合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %
嘉 島 町 の 支 給 割 合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
嘉島町	37.2歳	270,900円	305,800円	289,749円
熊本県	43.1歳	326,884円	398,464円	352,360円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	41.8歳	309,513円	358,114円	334,718円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和 5 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分		嘉 島 町	熊 本 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	—	173,700 円	—
	中 学 卒	—	156,700 円	—
教育職	大 学 卒	—	226,100 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

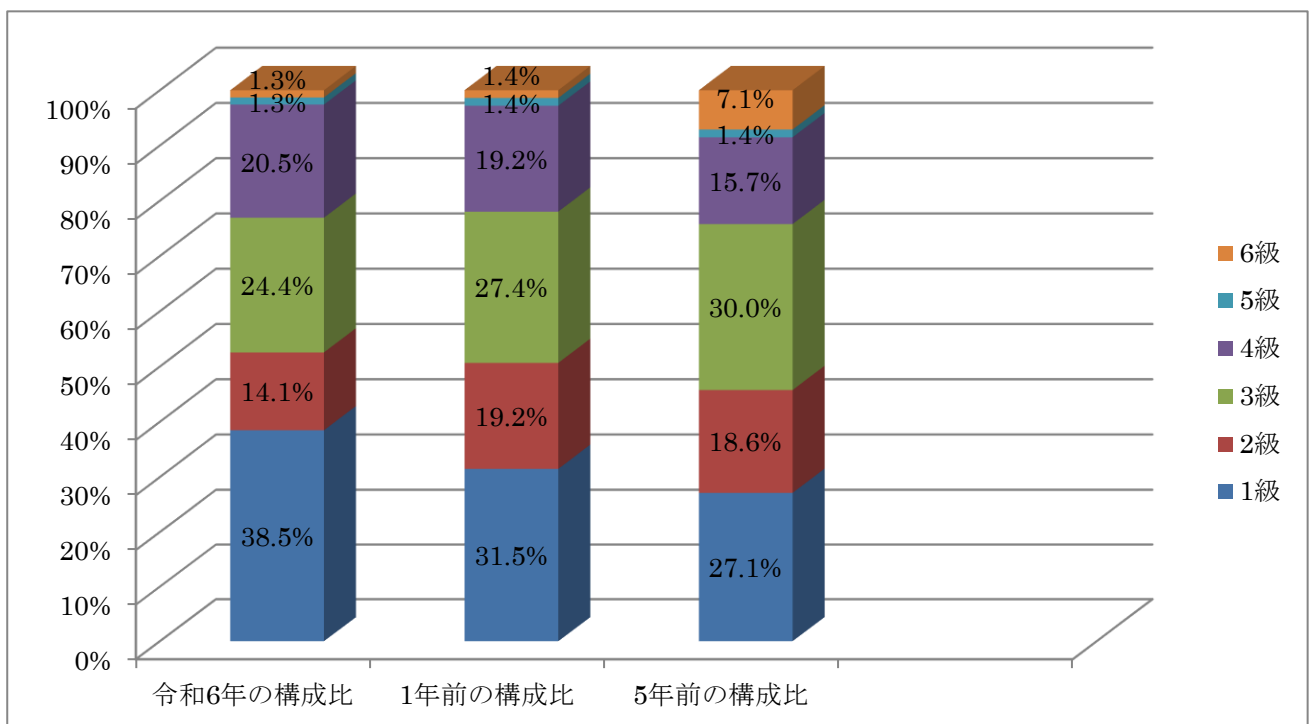
区 分		経験年数約10年	経験年数約20年	経験年数約25年	経験年数約30年
一般行政職	大 学 卒	255,600円	315,800円	359,500円	367,400円
	高 校 卒	246,300円	302,800円	334,700円	371,900円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 卒	—	—	—	—
教 育 職	大 学 卒	—	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

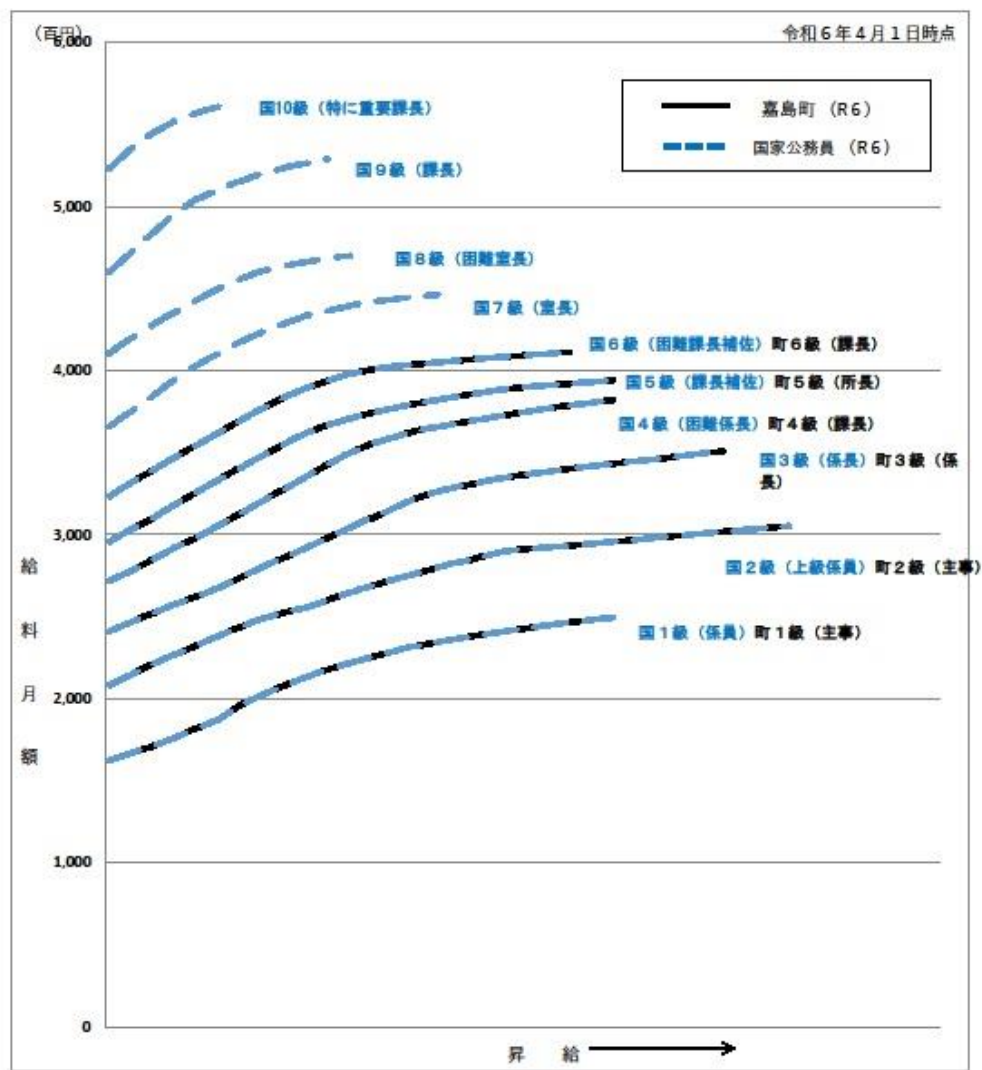
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師、教諭の職務	30人	38.5%	162,100円	249,400円
2 級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事技師、教諭の職務	11人	14.1%	208,000円	305,200円
3 級	係長、参事、主査、主任教諭の職務	19人	24.4%	240,900円	351,000円
4 級	課長、局長、室長、所長、首席審議員、審議員の職務（5級・6級に掲げる職務の除く）	16人	20.5%	271,600円	382,000円
5 級	特に重要な職掌の課長の職務で町長が規則でさだめる職の職務	1人	1.3%	295,400円	394,000円
6 級	総務課長、総括審議員の職務	1人	1.3%	323,100円	411,300円

- (注) 1 嘉島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（嘉島町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

嘉 島 町	熊 本 県	国
1人当たり平均支給額（R5年度） 1,239 千円	1人当たり平均支給額（R5年度） 1,778 千円	—
（R5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（R5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（R5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 15%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（嘉島町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

嘉 島 町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）			定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）			0 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	0 %	0 人	0 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）			123千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）			15,313円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）			9.76%	
手当の種類（手当数）			3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （R5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業手当		感染症防疫作業	0千円	日額290～380円
精神病患者護送手当		精神病患者の護送	0千円	日額1,000円
税務手当	税務課職員	町税の賦課・徴収	123千円	日額500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（R5年度決算）	3,924千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	64千円
支給実績（R4年度決算）	8,143千円
職員1人当たり平均支給年額（R4年度決算）	116千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（R5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （R5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （R5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に月払	同		7,886千円	231,949円
住居手当	賃貸住宅、単身赴任配偶者家賃16,000円以上	同		8,953千円	288,816円
通勤手当	原則交通機関等2K以上利用者	同		2,944千円	45,997円
管理職手当	管理監督職員	同		5,071千円	281,733円
休日勤務手当	休日勤務職員時間単位	同		0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市区町村長	744,100円 () 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額 855,000 円／ 382,500 円
	副市区町村長	557,600円 () 円)	700,000 円／ 430,400 円
報 酬	議 長	297,600円 () 円)	408,000 円／ 230,000 円
	副 議 長	245,600円 () 円)	342,000 円／ 180,000 円
	議 員	223,200円 () 円)	323,000 円／ 157,000 円
期 末 手 当	市区町村長	(R5年度支給割合)	
	副市区町村長	3.01 月分	
退 職 手 当	議 長	(R5年度支給割合)	
	副 議 長	3.01 月分	
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式) (1期の手当額)	(支給時期)
	副市区町村長	在職1年につき給料月額×500/100	任期ごとに支給
備 考	備 考	在職1年につき給料月額×290/100	任期ごとに支給

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

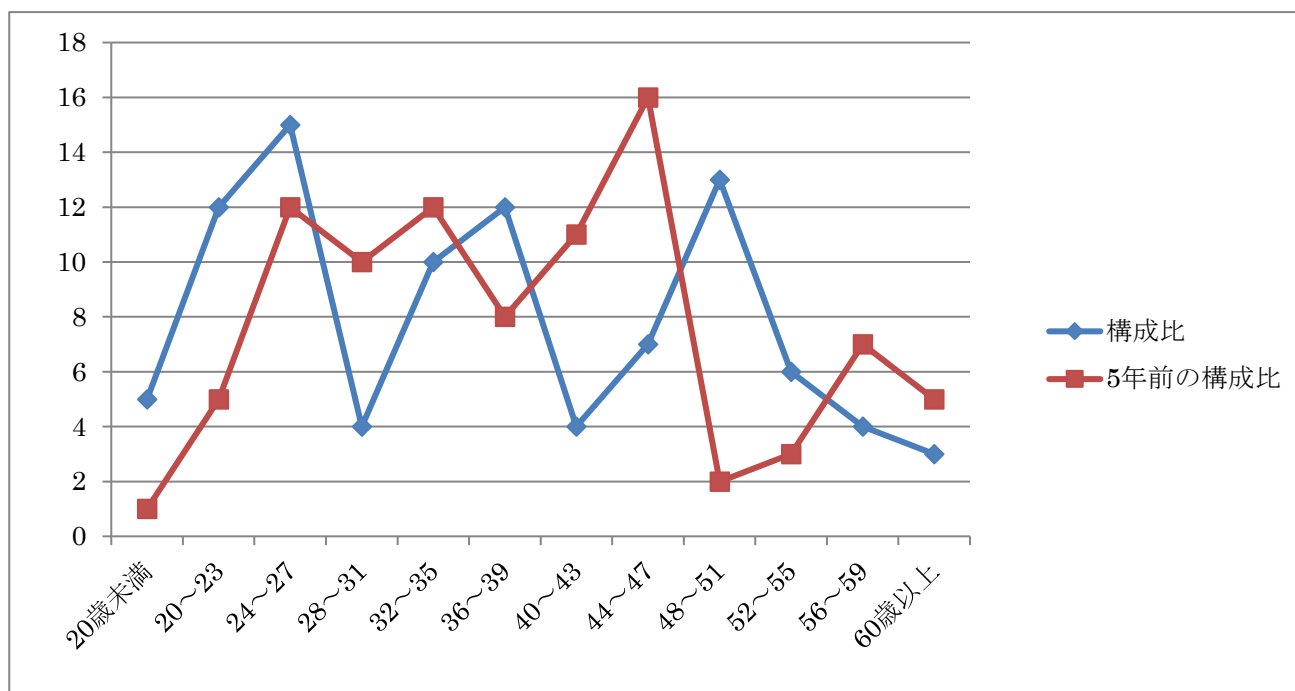
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	
		総 務 企 画	23	22	+1	
		税 務	8	7	+1	
		民 生	11	11	0	
		衛 生	7	7	0	
		農 林 水 産	8	8	0	
		土 木	11	13	-2	
		商 工	2	2	0	
	計	71	71	0	< 参 考 > 人口 1 万当たり職員数 69.93人 (類似団体の人口 1 万当たりの職員数 88.99人)	
	教育部門	13	11	+2		
	消防部門					
	小 計	84	82	+2	< 参 考 > 人口 1 万当たり職員数 82.73人 (類似団体の人口 1 万当たりの職員数 108.29人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	簡 易 水 道 下 水 道 国 保 後 期 高 齢 介 護		2	2	0	
			4	3	+1	
			2	2	0	
			1	1	0	
			2	2	0	
			11	10	+1	
	合 計	95	92	+3	< 参 考 > 人口 1 万当たり職員数 93.57人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	12人	15人	4人	10人	12人	4人	7人	13人	6人	4人	3人	95人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	68	71	73	73	71	71	+3(4.4%)
教育	14	10	10	11	11	13	-1(-7.1%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	82	81	83	84	82	84	+2(+2.4%)
公営企業等会計計	10	11	11	10	10	11	+1(10.0%)
総合計	92	92	94	94	92	95	+3(3.3%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

地方公営企業法を全部適用する公営企業なし